

(参考)

補装具・治療用眼鏡の購入費の払い戻しについて

【社会保険・国保組合の方】

医療費の内訳

10割	
8割(小学生以上は7割)	2割(小学生以上は3割)
マイナ保険証等で無料になる部分 ⇒加入している保険者に支給申請	受給資格証で無料になる部分 ⇒会津若松市に助成申請
【手続き先】 ・健康保険組合(保険者) ・勤務先 福利厚生担当 など	【手続き先】 会津若松市役所 こども家庭課 ⇒8:30~17:15(平日のみ) 北会津支所・河東支所 住民グループ ⇒8:30~17:00(平日のみ)

注意！

会津若松市の国民健康保険の方は国保年金課へご相談ください。

手順

- ① 保険者に「療養費」(8割分)の申請をする
※ 領収書と診断書(指示書)を提出する前に、コピーを一部ずつ控えておいてください…A
- ② 「療養費」の決定通知書が届く…B
- ③ 下記のものを持参してこども家庭課または各支所の住民グループへ
 - A 領収書と装具の装着証明書・眼鏡の指示書のコピー
 - B 「療養費」の支払決定通知書
 - C 子ども医療費受給資格証
 - D お子さまのマイナ保険証等

* 治療用眼鏡・コンタクトは療養費の限度額を超える場合は、差額分が自己負担になります。

問合せ先：会津若松市こども家庭課
TEL 0242-39-1243